

報告日：令和5年10月31日

名 称	令和5年度第2回 環境審議会		
日 時	令和5年10月27日（金） 10時20分～11時45分		
場 所	市役所本庁3階 特別会議室		
出席者 （敬称略）	<p>【委員】鈴木会長、渡邊副会長、廣田、松島、森、神家満、永嶋、小島、大森、 神山、小太刀 【欠席】原、田島、橋本、増渕</p> <p>【事務局】関口部長、別井課長、金子課長、渡邊補佐、大出補佐、川田係長、 橋本係長、鈴木（栄）、羽石</p>		
内容及び 結果等	<p>1 開会（司会：大出補佐）</p> <p>2 会長及び副会長の選出</p> <p>3 会長挨拶（鈴木会長）</p> <p>4 議題（進行：鈴木会長）</p> <p>（1）協議事項 大芦川流域における生活環境の保全に関する条例の制定について 【結論】 来訪者には環境保全という意識をもって遊んでもらいたい、地域住民の生活環境の保全という面から規制が必要な状況となっている。 本審議会の意見も踏まえ、本条例案に基づき制度化を進めていくこと。</p> <p>（2）報告事項 ア 地域再生計画『次世代につなげる「いちご市」鹿沼計画の中間評価について イ 第5次鹿沼市環境基本計画 令和4年度の実績について ウ 鹿沼市の環境施策について 【結論】 いずれの案件も了承する（詳細は会議録参考）。</p> <p>（3）その他 エコライフフェア in 清洲について：12月9日（土）9：30～ 次回の審議会の日程について：令和6年1、2月頃</p> <p>4 閉会</p>		
配布資料	別紙のとおり		
次回予定	令和6年1～2月頃を予定		
記 録 者	環境政策係 鈴木栄仁		
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 （該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要）			
公開・非公開の別	公 開 ・ 非公開	（公開の場合）傍聴人数	人

令和5年度第2回鹿沼市環境審議会会議記録

委員氏名	鈴木	廣田	原	松島	森	神家満	増淵	永嶋	小島	大森	田島	橋本	小太刀	神山	渡邊
出欠	○	○	欠	○	○	○	欠	○	○	○	欠	欠	○	○	○

【事務局】

- 事務局……関口部長、別井課長、大出補佐、鈴木主査、羽石主任主事
- 環境課……川田係長
- 廃棄物対策課……金子課長、渡邊補佐、橋本係長

1 開 会

2 会長及び副会長の選出

関口部長が会長及び副会長が決まるまでの間、進行を務める

【関口部長】環境審議会規則第2条第1項の規定により、委員の互選となる。意見を求める。

【松島委員】鈴木委員、渡邊委員を推薦する

<出席委員から異議なしと回答>

3 会長挨拶

前任期に引き続き、会長に選出いただいた。委員皆様のご承諾を受けて、会長を鈴木委員、副会長を渡邊委員に引き受けていただくこととする。渡邊副会長ともに頑張っていきたい。また、委員皆様のご協力をいただきながら、環境審議会の務めを果たしていきたい。

地球の気温が上がっているとよく話を聞く。ここ100年の間に約0.74度上昇していると聞く。自然災害や熱中症などがこの影響により多発している。

地球温暖化は、自分のこととして捉えていくことが大切だと思う。この環境審議会は、鹿沼市の様々な課題を、ここで諮問をうけ調査・審議を行うことが本審議会の役割である。

鹿沼市の環境は私たちの財産であり、それらをなくすことなく子供たちに伝えていくことが大切であると思っている。委員の皆様は各団体からの代表としてお越しいただいているので、さまざまな方面から意見をいただきたい。ここで出た話を答申していくという役割も担っているので、積極的に忌憚のない意見を出していただきたいと思う。

4 議 事

(1) 協議事項

大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例の制定について

事務局 : 《地域課題対策課 大場、金子》

〈資料1に基づき説明。事前質問については別紙参照〉

〈質疑〉

【廣田委員】 テント設置が禁止行為に含まれていない理由を知りたい。

また、地域で運営している臨時駐車場等の管理はどうするのか。

【事務局】 大芦川で迷惑行為をしやすい川遊び客の主な目的は、バーベキューであり、その行為を規制することで、付随する観光公害を抑止できると考えている。そのため、本条例では、原因となりやすいバーベキュー、花火、騒音のみを禁止行為として設定した。

駐車場の管理方法は、閉鎖時間やゲート等の設置によって夜間利用を制限するなど、条例の規制に沿った形で運営者に対策をとってもらう予定である。

【森委員】 市の関係人口増は喜ぶべきことだが、問題はマナー違反による自然破壊。楽しむ場所と規制する場所を融合させるのが理想だが、難しいため、今回の規制となったと思う。

将来を見据えて他の成功事例も参考にしながら、バランスを図るための議論を条例制定後も進めていくべきと考える。

【事務局】 関係人口等の確保は、取組を続けていくためにも重要だが、最低限のルールを守れる人である必要がある。

そのため、大芦川全域を一律で規制するのではなく、ルールを守った方には楽しめる場所を提供できるよう、地域の状況に応じて、規制する時間帯や区域を細かく設定できる条例づくりを進めてきた。

【神家満委員】 西大芦地区に来る人は県内、県外どちらの方が多いのか。

【事務局】 ほとんどが県外である。

【神家満委員】 利用者の自覚がないため今回の規制措置ということであると思う。ただ、規制だけでなく、県外へのアピールも必要ではないか。

ルールを守って来ている人には、楽しんでもらえる配慮も必要。

ただし、ルール順守に関するインターネットやチラシでの周知も必要である。鹿沼の良さを知ってもらい移住にも繋げられれば良いと考える。

【事務局】 規制と誘導のバランスが重要である。現時点では規制寄りの対応をせざるを得ないが、将来的には誘導施策を取り入れながら、持続可能な地域づくりに寄与していきたい。

【神山委員】 10数年前までは粕尾地区もこの西大芦と同様に人が多かったが、西大芦の方へ人は流れた。地元としては人が流れてよかったという意見がある。

【鈴木会長】 西大芦地区の人のことを考えると流入人口が多いと苦勞もあると思う。自分ごととして捉えないとならない。

【渡邊委員】 今回の規制区域は自然本来の原理からするとBBQをやれる場所ではない。

BBQは川遊びとは関係がなく、ただBBQをやりたいだけ。直火禁止という方向性も考えてよいのではないか。

【鈴木会長】ルールを守るという教育も必要。

地域住民も事務局も様々な対策を検討・実施してきたが、これ以上の改善が見込めないため、規制条例化に踏み切ったものが今回の提案内容であり、やむを得ないものとする。

本審議会で出た意見も参考にしながら、将来を見据えた条例の適切な運用を進めていって欲しい。

(2) 報告事項

報告ア 地域再生計画『次世代につなげる「いちご市」鹿沼計画の中間評価について
事務局：《下水道課 上田》

〈資料2に基づき説明〉

【森委員】中間実績にある90%という数字は、汚水処理は浄化槽なしで放流してしまっているのが残り10%あるということで良いか

【事務局】残りの10%は単独浄化槽と汲み取りである。

報告イ 第5次鹿沼市環境基本計画 令和4年度の実績について
事務局：《環境課 鈴木》

〈資料3に基づき説明〉

質疑等なし

報告ウ 鹿沼市の環境施策について

事務局：《環境課 鈴木》

【神家満委員】省エネ家電購入補助については、引き続き事業を実施していくことを検討しているか

【事務局】本事業は国の臨時交付金を財源としており、本年度限定ということでスタートした。そのため、現時点で事業の継続は考えてはいない。

【廣田委員】手数料の見直しについての周知方法について。広報で周知の際は1回だけでなく、2回、3回と複数にわたり周知して欲しい。解体業者が一般の家庭用の袋でステーションに出したという事例もあった。手数料見直しによりそういった業者も出るのではないか。一般の利用者の迷惑にならないように対策をして欲しい。

【事務局】業者がごみの持ち込みの際は適宜搬入検査を実施している。ステーションに関しては地域の目があるのが非常に助かっている。不正に出た案件についてはクリーンセンターの方に連絡等をいただくことで対応をさせて欲しい。

【森委員】事業者が一般ごみを出してはいけないという法律はあるのか。違反した場合は業者に罰則等はあるのか。

【事務局】 事業者が出した産業廃棄物をステーションに出した場合は産業廃棄物の不法投棄となる。悪質の場合は処罰の対象にはなる。

4 閉 会